

# 特定非営利活動法人 川田地区里山再生推進協議会 定款

## 第1章 総則

**第1条(名称)** この法人は、特定非営利活動法人 川田地区里山再生推進協議会と称する。

**第2条(事務所)** この法人は、主たる事務所を群馬県沼田市下川田町 5488 番 1 に置く。

**第3条(目的)** この法人は、川田地区において地域資源の有効な利活用を行い、農林水産業の振興と川田地区全体の産業創出、雇用促進、および観光事業における外国人旅行者に向けた滞在プログラム、地域文化の情報発信を通じて協議会構成員相互の活性化と地域全体の経済的・社会的な活性化に寄与することを目的とする。

**第4条(特定非営利活動の種類)** この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 社会教育の推進を図る活動
- (2) まちづくりの推進を図る活動
- (3) 観光の振興を図る活動
- (4) 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動
- (5) 環境の保全を図る活動
- (6) 子どもの健全育成を図る活動
- (7) 経済活動の活性化を図る活動

**第5条(事業)** この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
  - ① 耕作放棄地及び水田の再生・保全事業
  - ② 農地・里山環境の維持管理事業
  - ③ 生物多様性保全及び環境保全事業
  - ④ 農業体験、自然体験及び食育事業
  - ⑤ 地域住民及び都市住民との交流促進事業
  - ⑥ 農業技術及び伝統農法の継承事業

- ⑦ 地域農産物の普及啓発事業
- ⑧ 水田再生に関する調査研究及び情報発信事業
- ⑨ 行政、学校、企業及び他団体との連携事業

## 第2章 会員

**第6条(種別)** この法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という。)上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
- (2) サポート会員 この法人の目的に賛同して入会し法人の活動に参加する個人又は団体
- (3) 賛助会員 この法人の事業を賛助するため入会した個人又は団体

**第7条(入会)** 会員の入会については、特に条件を定めない。

2 会員として入会しようとするものは、理事会の議決を経て理事長が別に定める入会申込書により理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

**第8条(入会金及び会費)** 会員は、理事会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

**第9条(会員の資格喪失)** 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 本人が死亡し、若しくは失そう宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

**第 10 条(退会)** 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

**第 11 条(除名)** 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、理事会の議決により、当該会員を除名することができる。この場合、理事会において議決する前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この法人の定款、規則等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

**第 12 条(拠出金品の不返還)** 既に納入した入会金、会費その他の拠出金品は、返還しない。

### **第 3 章 役員及び職員**

**第 13 条(種類及び定数)** この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 7 人以上 15 人以内
- (2) 監事 2 人以上 5 人以内

2 理事のうち、1 人を理事長、2 人を副理事長とする。

**第 14 条(選任等)** 理事は理事会において選任し、監事は総会において選任する。

2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が 1 人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の 3 分の 1 を超えて含まれることにはならない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

**第 15 条(職務)** 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め、総会の議決及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

5 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の業務執行状況を監査すること。
- (2) この法人の財産の状況を監査すること。
- (3) 前2号の規定による監査の結果、不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
- (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
- (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、又は理事会の招集を請求すること。

**第16条(任期)** 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠又は増員により選任された役員任期は、それぞれ前任者又は現任者の残任期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

**第17条(欠員補充)** 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

**第18条(解任)** 役員が次の各号のいずれかに該当する場合は、理事は理事会の議決、監事は総会の議決により、当該役員を解任することができる。この場合、議決する前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

**第19条(報酬等)** 役員には、報酬を与えることができる。ただし、役員のうち報酬を受ける者の数は、役員総数の3分の1以下でなければならない。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

**第20条(職員)** この法人に、事務局長その他の職員を置く。

2 職員は、理事長が任免する。

#### **第 4 章 総会**

**第 21 条(種別)** この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の 2 種とする。

**第 22 条(構成)** 総会は、正会員をもって構成する。

**第 23 条(権能)** 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業報告及び活動決算
- (5) 監事の選任又は解任
- (6) 借入金(短期借入金を除く。第 51 条において同じ。)その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (7) その他運営に関する重要事項

**第 24 条(開催)** 通常総会は、毎年 1 回開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の 5 分の 1 以上から会議の目的を記載した書面により、招集の請求があったとき。
- (3) 第 15 条第 5 項第 4 号の規定により、監事が招集するとき。

**第 25 条(招集)** 総会は、第 24 条第 2 項第 3 号の場合を除き理事長が招集する。

2 理事長は、第 24 条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から起算して 15 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は書面に代わる電磁的方法によって、少なくとも総会の開催の日の 5 日前までに通知しなければならない。

**第 26 条(議長)** 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

**第 27 条(定足数)** 総会は、正会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

**第 28 条(議決)** 総会における議決事項は、第 25 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した正会員の 2 分の 1 以上の同意があった場合は、この限りではない。

2 総会の議事は、この定款に別に定めるもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

**第 29 条(社員の表決権等)** 各正会員の表決権は、平等とする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面、又は書面に代えて電磁的方法により表決し、若しくは他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第 27 条、第 28 条第 2 項、第 30 条第 1 項第 2 号、第 52 条及び第 54 条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

**第 30 条(議事録)** 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数(書面表決者、電磁的方法による表決者又は表決任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名しなければならない。

3 法第 14 条の 9 の規定による「みなし総会決議」が行われた場合、前 2 項の規定に関わらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 総会があったものとみなされた事項の内容
- (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
- (3) 総会の決議があったものとみなされた日
- (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

## 第 5 章 理事会

**第 31 条(構成)** 理事会は、理事をもって構成する。

**第 32 条(権能)** 理事会は、この定款で別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

**第 33 条(開催)** 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の 3 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第 15 条第 5 項第 5 号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

**第 34 条(招集)** 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第 2 号及び第 3 号の規定による請求があったときには、その日から起算して 15 日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は書面に代わる電磁的方法によって、少なくとも理事会の開催の日の 5 日前までに通知しなければならない。

**第 35 条(議長)** 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

**第 36 条(定足数)** 理事会は、理事総数の過半数の出席がなければ開会することができない。

**第 37 条(議決)** 理事会における議決事項は、第 34 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、この定款に別に定めるもののほか、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

**第 38 条(理事の表決権等)** 各理事の表決権は、平等とする。

2 やむを得ない理由のため出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は書面に代わる電磁的方法により表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、第 36 条、第 37 条第 2 項及び第 39 条第 1 項第 2 号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

**第 39 条(議事録)** 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面表決者、電磁的方法による表決者がある場合にあつては、その旨を付記すること。)
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名しなければならない。

## **第 6 章 資産及び会計**

**第 40 条(資産の構成)** この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費

- (3) 寄附金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

**第 41 条(資産の区分)** この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産とする。

**第 42 条(財産の管理)** この法人の資産は、理事長が管理し、その管理方法は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

**第 43 条(会計の原則)** この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

**第 44 条(会計の区分等)** この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計とする。

**第 45 条(事業計画及び予算)** この法人の事業計画及び活動予算は、理事長が作成し、理事会の議決を経なければならない。

**第 46 条(暫定予算)** 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じて収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

**第 47 条(予備費の設定及び使用)** 予算超過又は予算外の費用に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

**第 48 条(予算の追加及び更正)** 予算作成後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

**第 49 条(事業報告及び決算)** 事業報告書等の決算書類は、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の承認を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

**第 50 条(事業年度)** この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

**第 51 条(臨機の措置)** 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務を負担し、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

## **第 7 章 定款の変更、解散及び合併**

**第 52 条(定款の変更)** この法人が定款を変更しようとするときは、総会において、その出席した正会員の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

2 法第 25 条第 3 項に規定する事項とは、以下の事項とする。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地(所轄庁変更を伴うものに限る)
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項(役員の数に関する事項を除く。)
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項(残余財産の帰属すべき者に係る事項に限る。)
- (10) 定款の変更に関する事項

**第 53 条(解散)** この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡

(4) 合併

(5) 破産手続開始の決定

(6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第 1 号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない。

3 第 1 項第 2 号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

4 この法人が解散したときは、合併及び破産手続開始の決定の場合を除き、理事を清算人とする。

**第 54 条(残余財産の処分)** この法人が解散(合併又は破産手続開始の決定による解散の場合を除く。)したときに残存する財産は、法第 11 条第 3 項に掲げる者のうち、総会に出席した正会員の過半数をもって決した者に譲渡するものとする。

**第 55 条(合併)** この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

## 第 8 章 公告の方法

**第 56 条(公告の方法)** この法人の公告は、官報に掲載して行う。ただし、法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表の公告については、内閣府NPO法人ポータルサイト(法人入力情報欄)に掲載して行う。

## 第 9 章 雑則

**第 57 条(細則)** この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

## 附則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 正会員 入会金 0 円、年会費 2,000 円

(2) サポート会員 入会金 0 円、年会費 0 円

(3)賛助会員 入会金 0 円、年会費（一口） 30,000 円

3 この法人の設立当初の役員は、第 14 条第 1 項及び第 2 項の規定にかかわらず、別表のとおりとし、その任期は、第 16 条第 1 項の規定にかかわらず、設立の日から令和 10 年 5 月 31 日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第 45 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

5 この法人の設立初年度の事業年度は、第 50 条の規定にかかわらず、設立の日から令和 9 年 3 月 31 日までとする。

#### **別表 設立当初の役員**

- 理事長：田中栄一
- 副理事長：三枝真一
- 副理事長：茂木清七
- 理事：水越咲子
- 理事：藤塚雅人
- 理事：金子一雄
- 理事：田中崇
- 理事：林誠一
- 監事：若杉辰雄
- 監事：茂木方子

(様式例 2)

## 役員名簿

(特定非営利活動法人の名称)

特定非営利活動法人 川田地区里山再生推進協議会

役職名	氏名	住所又は居所	報酬の有無	備考
理事	田中栄一		無	理事長
理事	三枝真一		無	副理事長
理事	茂木清七		無	副理事長
理事	水越咲子		無	会計
理事	藤塚雅人		無	会計
理事	金子一雄		無	事務局長
理事	田中 崇		無	事務局次長
理事	林 誠一		無	
監事	若杉辰雄		無	
監事	茂木方子		無	

(備考)

- 1 「役職名」欄には、理事、監事の別を記載する。
- 2 「住所又は居所」欄には、群馬県特定非営利活動促進法施行条例第 2 条第 2 項に掲げる書面により証された住所又は居所を記載する。
- 3 「報酬の有無」欄には、各役員について、報酬を受ける者には「有」、受けない者には「無」を記載する。
- 4 「備考」欄には、理事長、副理事長等を記載する。

# 設立趣旨書

## 1 趣旨

私たちの活動拠点である群馬県沼田市川田地区は、豊かな里山と農産物に恵まれた地域です。しかし、近年の社会経済情勢の変化により、農林水産業の担い手不足や地域コミュニティの活力低下が課題となっています。

こうした状況を打破するため、私たちは川田地区の豊かな地域資源（里山、農産物、文化）を有効に利活用し、農林水産業の振興と新たな産業・雇用の創出を目指します。

具体的には、沼田市最古の棚田、平井棚田「五反田」の再生を主体に川田城址や円珠姫などの地域の歴史や文化の保存・継承を実施しつつ、グリーン・ツーリズムや農泊事業（外国人旅行者向けの滞在プログラムを含む）を通じて、国内外の旅行者に地域文化の発信を行い、交流人口の拡大を図ります。

これらの活動は、構成員の活性化にとどまらず、地域全体の経済的・社会的な活性化という、不特定多数の者の利益（公的な利益）に寄与するものです。

現在、私たちは任意団体として活動していますが、農林漁村振興交付金などの公的助成金事業の受託や事務管理を適切に行い、行政や企業との円滑な事業連携を推進するためには、組織の透明性と社会的信頼性を高めることが不可欠です。また、法人名義での契約締結や資産管理を可能にすることで、永続的かつ安定的な活動基盤を確立したいと考えています。

以上の理由から、私たちは社会的信頼の高い「特定非営利活動法人」を設立し、地域資源の再生と持続可能なまちづくりに一層邁進する決意をいたしました。

## 2 申請に至るまでの経過

当協議会は、これまで任意団体「川田地区里山再生推進協議会」として、地域の里山再生と活性化を目的に活動を続けてまいりました。活動を通じて、耕作放棄地の再生に取り組んできましたが、農地法の改正に伴い田畑の賃貸契約に法人格が必要であることや農泊や観光事業における地域連携の重要性が高まる中、より組織的かつ責任ある運営体制の構築が急務であるとの認識を共有するに至りました。

これを受けて、令和8年4月14日に設立総会を開催し、正会員（社員）の総意をもって、特定非営利活動法人の設立申請を行うことを決定いたしました。

令和8年4月14日

**特定非営利活動法人 川田地区里山再生推進協議会**

設立代表者 住所：

氏名：田 中 栄 一

(様式例 8)

## 令和 8 年度事業計画書

(特定非営利活動法人の名称)

特定非営利活動法人 川田地区里山再生推進協議会

### 1 事業実施の方針

- ・西中学校との地域学校協働事業開始予定
- ・東京農業大学、農大三校との連携開始予定
- ・ホテル木暮様（賛助会員）との連携開始予定
- ・全国棚田サミットへの参加（浜松）
- ・ぬまたまちづくり事業への参加（2年間）
- ・新規に田んぼ 7 枚（登坂正子様 6 枚、黒岩様 1 枚）を耕作し、全 26 枚となる予定

### 2 事業の実施に関する事項

#### (1) 特定非営利活動に係る事業

事業名	事業内容	実施予定日時	実施予定場所	従事者の予定人数	受益対象者の範囲及び予定人数
行政、学校、企業及び他団体との連携事業	川田小学校 「かかし作り体験」	8月20日	川田小学校	6	近隣住民 20名
地域住民及び都市住民との交流促進事業	かかし作りワークショップ	8月22日	里の花	6	一般参加者 近隣住民 20
行政、学校、企業及び他団体との連携事業	川田小学校 「稲刈り体験」	9月24日	平井棚田	10	近隣住民 20
地域住民及び都市住民との交流促進事業	稲刈り体験	10月3日	平井棚田	20	一般参加者 近隣住民 50
地域住民及び都市住民との交流促進事業	収穫祭	10月31日	里の花	20	一般参加者 近隣住民 50

(様式例 8)

## 令和 9 年度事業計画書

(特定非営利活動法人の名称)

特定非営利活動法人 川田地区里山再生推進協議会

### 1 事業実施の方針

- ・地域学校協働事業の充実（川田小学校、沼田西中学校）
- ・千葉大学との連携開始予定
- ・賛助会員の追加（目標 3 社）
- ・全国棚田サミットへの参加（岐阜）
- ・ぬまたまちづくり事業への参加（2 年目）
- ・新規に田んぼ 5 枚を耕作し、全 31 枚となる予定

### 2 事業の実施に関する事項

#### (1) 特定非営利活動に係る事業

事業名	事業内容	実施予定日時	実施予定場所	従事者の予定人数	受益対象者の範囲及び予定人数
地域住民及び都市住民との交流促進事業	田植え体験	5月30日	平井棚田	20	近隣住民 一般参加者 50
行政、学校、企業及び他団体との連携事業	田植え体験：川小 〃：西中	5月26日	平井棚田	10	近隣住民 20 45
行政、学校、企業及び他団体との連携事業	かかし作り体験：川小 〃：西中	8月20日 9月3日	川小 西中	6 6	近隣住民 20 45
地域住民及び都市住民との交流促進事業	かかし作りワークショップ	8月22日	里の花	6	近隣住民 一般参加者 20
行政、学校、企業及び他団体との連携事業	稲刈り体験：川小 〃：西中	9月24日	平井棚田	10 10	近隣住民 20 45
地域住民及び都市住民との交流促進事業	稲刈り体験	10月2日	平井棚田	20	近隣住民 一般参加者 50
地域住民及び都市住民との交流促進事業	収穫祭	10月31日	里の花	20	近隣住民 一般参加者 70

令和8年度 活動予算書

法人成立の日から令和9年3月31日まで

特定非営利活動法人 川田地区里山再生推進協議会

(単位：円)

科目	特定非営利活動 に係る事業	合計
<b>I 経常収益</b>		
1. 受取会費	418,000	418,000
正会員受取会費	28,000	28,000
賛助会員	390,000	390,000
2. 受取寄附金	700,000	700,000
受取寄附金	700,000	700,000
3. 受取助成金等	740,000	740,000
県：棚田保全	500,000	500,000
地区：ふれあいカワダ	80,000	80,000
地区：民生委員会	10,000	10,000
市：まちづくり助成金	150,000	150,000
4. 事業収益	455,000	455,000
米販売	250,000	250,000
イベント参加費	200,000	200,000
菓販売	5,000	5,000
5. その他収益	5,500	5,500
受取利息	500	500
雑収益	5,000	5,000
<b>経常収益計</b>	<b>2,318,500</b>	<b>2,318,500</b>
<b>II 経常費用</b>		
1. 事業費		
(1) 人件費		
給料手当		
法定福利費		
退職給付費用		
福利厚生費		
人件費計		
(2) その他経費		
会議費	40,000	40,000
旅費交通費	270,000	270,000
材料費	100,000	100,000
広告宣伝費	100,000	100,000
活動謝礼費	250,000	250,000
機材借用費	50,000	50,000
備品購入費		
雑費	100,000	100,000
その他経費計	910,000	910,000
<b>事業費計</b>	<b>910,000</b>	<b>910,000</b>
2. 管理費		
(1) 人件費		
役員報酬		
給料手当		
法定福利費		
退職給付費用		
福利厚生費		
人件費計		
(2) その他経費		
会議費	5,000	5,000
旅費交通費		
材料費		
広告宣伝費	25,000	25,000
活動謝礼費		
機材借用費		
備品購入費		
雑費	20,000	20,000
租税公課	85,000	
その他経費計	135,000	135,000
<b>管理費計</b>	<b>135,000</b>	<b>135,000</b>
<b>経常費用計</b>	<b>1,045,000</b>	<b>1,045,000</b>
<b>当期経常増減額</b>	<b>1,273,500</b>	<b>1,273,500</b>
<b>III 経常外収益</b>		
1. 固定資産売却益		
経常外収益計		
<b>IV 経常外費用</b>		
1. 過年度損益修正損		
経常外費用計		
経理区分振替額		
当期正味財産増減額	1,273,500	1,273,500
設立時正味財産額	0	0
次期繰越正味財産額		1,273,500

\*その他事業を実施しない

令和9年度 活動予算書

令和9年4月1日から令和10年3月31日まで

特定非営利活動法人 川田地区里山再生推進協議会

(単位：円)

科目	特定非営利活動に係る事業	合計
<b>I 経常収益</b>		
1. 受取会費	410,000	410,000
正会員受取会費	20,000	20,000
賛助会員	390,000	390,000
2. 受取寄附金		
受取寄附金		
3. 受取助成金等	610,000	610,000
県：棚田保全	500,000	500,000
地区：民生委員会	10,000	10,000
市：まちづくり助成金	100,000	100,000
4. 事業収益	555,000	555,000
米販売	300,000	300,000
イベント参加費	250,000	250,000
菓販売	5,000	5,000
5. その他収益	5,500	5,500
受取利息	500	500
雑収益	5,000	5,000
<b>経常収益計</b>	<b>1,580,500</b>	<b>1,580,500</b>
<b>II 経常費用</b>		
1. 事業費		
(1) 人件費		
給料手当		
法定福利費		
退職給付費用		
福利厚生費		
<b>人件費計</b>		
(2) その他経費		
会議費	40,000	40,000
旅費交通費	270,000	270,000
材料費	150,000	150,000
広告宣伝費	100,000	100,000
活動謝礼費	300,000	300,000
機材借用費	70,000	70,000
備品購入費		
雑費	100,000	100,000
<b>その他経費計</b>	<b>1,030,000</b>	<b>1,030,000</b>
<b>事業費計</b>	<b>1,030,000</b>	<b>1,030,000</b>
2. 管理費		
(1) 人件費		
役員報酬		
給料手当		
法定福利費		
退職給付費用		
福利厚生費		
<b>人件費計</b>		
(2) その他経費		
会議費	5,000	5,000
旅費交通費		
材料費		
広告宣伝費	25,000	25,000
活動謝礼費		
機材借用費		
備品購入費		
雑費	20,000	20,000
租税公課	85,000	85,000
<b>その他経費計</b>	<b>135,000</b>	<b>135,000</b>
<b>管理費計</b>	<b>135,000</b>	<b>135,000</b>
<b>経常費用計</b>	<b>1,165,000</b>	<b>1,165,000</b>
<b>当期経常増減額</b>	<b>415,500</b>	<b>415,500</b>
<b>III 経常外収益</b>		
1. 固定資産売却益		
<b>経常外収益計</b>		
<b>IV 経常外費用</b>		
1. 過年度損益修正損		
<b>経常外費用計</b>		
経理区分振替額		
当期正味財産増減額	415,500	415,500
前期繰越正味財産額		1,273,500
次期繰越正味財産額		1,689,000

\*その他事業を実施しない